各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」の一部改正について

平成20年度妊婦健康診査臨時特例金の運営については、平成21年2月26日雇児発第0226003号「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」の別紙「妊婦健康診査支援基金管理運営要領」(以下「通知」という。)により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成22年10月6日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

新							IB						
本文(略)							本文 (略)						
训添							別添						
妊婦健康診査臨時特例交付金による妊婦健康診査事業							妊婦健康診査臨時特例交付金による妊婦健康診査事業						
									T	•			
事 業 内 容	実施主体	補助単価	補助率				事業内容	実施主体	補助単価	補助率			
			国	都道府県	市町村				<u> </u>	国	都道府県	市町村	
妊婦健康診査事業 妊婦健康診査の円滑な実 施のために必要な事業に要 する経費	都道府県	妊婦 1 人当たり <u>6 6 , 0 8 0 円</u> 以内	1/2 (10/10)		1/2		妊婦健康診査事業 妊婦健康診査の円滑な実 施のために必要な事業に要 する経費	都道府県	妊婦1人当たり <u>63.790円</u> 以内	1/2 (10/10)		1/2	
	括弧書きは、都道府県が事業を実施する場合						括弧書きは、都道府県に実施する場合						
別紙様式(略)						別	紙様式(略)						